

○津幡町駅前広場条例

平成12年3月15日

条例第35号

改正 平成26年6月11日条例第17号

平成27年6月11日条例第26号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、駅前広場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び区域)

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津幡駅前広場	津幡町字北中条ラ45番地1
中津幡駅前広場	津幡町字津幡ニ506番地1
本津幡駅前広場	津幡町字清水チ7番地7
能瀬駅前広場	津幡町字能瀬ハ82番地6
俱利伽羅駅前広場	津幡町字刈安レ49番地8

2 前項の駅前広場の区域は、町長が別に告示するものとし、その中における施設は、別表1のとおりとする。

(行為の禁止)

第3条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質、物件、建物等を損壊すること。
- (2) 行商及び業として写真を撮影すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告等を表示すること。
- (4) 他の自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）の駐車を妨げること。
- (5) 前各号のほか、駅前広場の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(使用の許可)

第4条 駅前広場において、次に掲げる目的のために使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。使用許可条件の変更を受けようとするときもまた同様とする。

- (1) 自動車運送事業において使用すること。

(2) 津幡駅前駐車場、本津幡駅前駐車場、倶利伽羅駅前駐車場又は倶利伽羅駅西駐車場を月極使用すること。

(3) 工作物その他物件又は施設を設けて占有すること。

(4) 特定の目的のために施設の全部又は一部を独占的に使用すること。

2 町長は、前項の規定によりその使用を許可するときは、必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、使用の許可の取消し、使用の停止又は使用許可の条件の変更をすることができる。

(1) この条例又は許可の条件に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納付しないとき。

(4) 管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用の休止)

第6条 町長は、施設の補修その他管理上必要があると認めるときは、施設の全部又は一部の使用を休止し、若しくは制限することができる。

(使用することができる自動車等の種類)

第7条 施設を使用することができる自動車等は、別表2のとおりとする。

(使用料)

第8条 駅前広場の使用料は、別表3のとおりとする。

2 既納の使用料は返還しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の一部又は全部を減免することができる。

(1) 国、地方公共団体が公用又は公共用に供するため、必要を生じたとき。

(2) 前号のほか、町長が特に必要と認めるとき。

(駐車の拒否)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1) 自動車駐車場及び自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の施設、設備等を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(損害の賠償)

第11条 使用者が施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは、使用者はその賠償の責を負わなければならない。

3 町長は、施設内における盗難、損傷等に関する損害について、一切責任を負わないものとする。

(違反自動車等の保管等)

第12条 町長は、駐車場の使用者が第3条第4号又は第5号に該当すると認めるときは、当該自動車等を移動し、保管することができる。

2 町長は、前項の規定により自動車等を移動し、保管したときは、当該自動車等の使用者又は所有者に当該自動車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

(費用の徴収)

第13条 町長は、前条の規定により自動車等の保管等の措置を講じたときは、その措置に要した費用を当該自動車等の使用者又は所有者から徴収することができる。

(罰則)

第14条 町長は、第8条に規定する使用料を不正の行為により納付せず使用料を免れた者に対して、その免れた金額のほか、免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として徴収することができる。

(他の条例の準用)

第15条 自転車等の保管等に係る措置につき、この条例に規定のない事項については、津幡町放置自転車等の防止に関する条例（平成12年津幡町条例第34号）の例による。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 津幡町駅前広場の設置及び管理に関する条例（昭和58年津幡町条例第12号）は、廃止する。

附 則（平成26年6月11日条例第17号）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年6月11日条例第26号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、別表3自動車駐車場の部本津幡駅前駐車場の項、俱利伽羅駅前駐車場の項及び俱利伽羅駅西駐車場の項の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

名称	施設の名称
津幡駅前広場	津幡駅前駐車場、津幡駅前駐輪場、津幡駅前タクシー駐車場
中津幡駅前広場	中津幡駅前駐輪場
本津幡駅前広場	本津幡駅前駐車場、本津幡駅前駐輪場
能瀬駅前広場	能瀬駅前駐輪場
俱利伽羅駅前広場	俱利伽羅駅前駐車場、俱利伽羅駅西駐車場、俱利伽羅駅前駐輪場

別表2（第7条関係）

施設の種別	車両制限				
自動車駐車場	<table border="1"> <tr> <td>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち右欄に掲げる自動車</td> <td>           1 普通自動車（自動車の大きさは長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下のものに限る。）            2 小型自動車            3 軽自動車         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 この表に掲げる自動車が物品等を積載したときの全長全幅は、普通自動車の上記制限基準の範囲内とする。</td> </tr> </table>	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち右欄に掲げる自動車	1 普通自動車（自動車の大きさは長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下のものに限る。） 2 小型自動車 3 軽自動車	備考 この表に掲げる自動車が物品等を積載したときの全長全幅は、普通自動車の上記制限基準の範囲内とする。	
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち右欄に掲げる自動車	1 普通自動車（自動車の大きさは長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下のものに限る。） 2 小型自動車 3 軽自動車				
備考 この表に掲げる自動車が物品等を積載したときの全長全幅は、普通自動車の上記制限基準の範囲内とする。					
自転車等駐車場	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車				
タクシー駐車場	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、同法第4条に規定する免許を受けたもの。				

別表3（第8条関係）

施設の種別	施設の名称	使用料
自動車駐車場	津幡駅前駐車場	月極使用 1月につき 4,600円

		<p>一時使用</p> <p>(1) 1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは100円とし、以後1時間までごとに100円とする。ただし、午後11時を超え翌日の午前6時までの間は無料とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、1日(24時間までごとを1日とする。以下同じ。)の最高限度額は1,000円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間1時間までごとに100円を加算する。</p>
	本津幡駅前駐車場	<p>月極使用</p> <p>1月につき 4,100円</p> <p>一時使用</p> <p>無料</p>
	俱利伽羅駅前駐車場	<p>月極使用</p> <p>1月につき 3,000円</p> <p>一時使用</p> <p>無料</p>
	俱利伽羅駅西駐車場	<p>月極使用</p> <p>1月につき 1,500円</p>
自転車等駐車場	<p>津幡駅前駐輪場</p> <p>中津幡駅前駐輪場</p> <p>本津幡駅前駐輪場</p> <p>能瀬駅前駐輪場</p> <p>俱利伽羅駅前駐輪場</p>	無料
タクシー駐車場	津幡駅前タクシー駐車場	1台につき、1年間2,400円

その他の使用	津幡町道路占用料条例（昭和56年津幡町条例第8号）の規定を準用する	

備考

- 1 使用料は、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を含むものとする。
- 2 自動車駐車場の月極による使用で期間が1月に満たないものは、1月とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により使用の休止を行った場合の当該月の使用料の額は、日割り計算により算出した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。